

原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく  
特定事象（敷地境界放射線量上昇）による通報について

平成23年3月15日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

当社・福島第二原子力発電所では、平成23年3月15日、モニタリングポスト3番の地点で敷地境界放射線量が上昇いたしました。

・3月15日午前0時00分に判断 モニタリングポスト（MP3）付近

このことにより、同日午前0時12分、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量上昇）が発生したものと判断いたしました。

このことから、関係行政等に午前0時16分、通報いたしました。

原因については、福島第一原子力発電所の影響によるものと思われま

以上

（お問い合わせ先）  
福島第二原子力発電所  
広報部  
TEL：0240-25-4111（代）